令和８年度地域パブリックビューイング開催支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、地域パブリックビューイング開催支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において、「スポーツチーム」とは、次に掲げる富山県内に本拠地を置くスポーツチームをいう。
（１）　富山グラウジーズ
（２）　ＫＵＲＯＢＥアクアフェアリーズ富山
（３）　アランマーレ富山
（４）　富山ドリームス
２　この要綱において、「パブリックビューイング」とは、スポーツチームの試合映像を大型の映像装置等に映し、広く県民が一体となって観戦及び応援できる催しをいう。

（補助対象事業者）
第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号にいずれも該当する団体とする。
（１）　主として富山県内で活動する団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体、スポーツ少年団、子ども会、公益法人、社会福祉法人、学校法人、株式会社その他の営利法人、地縁組織等）で、著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないもの。
（２）対象試合のパブリックビューイングを企画・運営できる団体であること。

（補助金の交付）
第４条　知事は、スポーツ観戦をきっかけとした地域住民の交流機会の促進を図るため、主として富山県内で活動する団体が、県内スポーツチームへの応援機運の醸成、地域住民の交流促進、地域コミュニティの希薄化の解消などの地域課題解決に資するパブリックビューイング事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（交付の対象経費等）
第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。
２　パブリックビューイングの開催に当たって参加料を徴収する場合、前項各号の総額から参加料収入額を除いた額を補助対象経費とする。

（交付の申請）
第６条　補助事業者は、別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）団体概要書（様式第４号）
（４）その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）
第７条　前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をする。
　なお、同一の経費について県の他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の交付対象としないものとする。

（交付条件）
第８条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げる事項とする。
（１）補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、第 10 条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
（４）補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しておくこと。
（５）その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

（補助事業の遂行）
第９条　補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（軽微な変更）
第 10 条　第８条第１号ただし書の規定による軽微な変更は、補助対象経費の 20 パーセント以内の変更とする。

（変更承認申請等）
第 11 条　第８条第１号又は第２号の規定により知事の承認を受けようとする補助事業者は、補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）
第 12 条　補助事業者は、補助事業が完了又は前条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了又は補助事業の廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
（１）実施報告書（様式第７号）　１部
（２）収支決算書（様式第８号）　１部
（３）記録写真等活動の実績を明らかにする資料
（４）その他必要と認められる書類

（額の確定）
第 13 条　知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適 合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）
第 14 条　知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）
第 15 条　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（雑則）
第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
（施行期日）
　この要綱は、令和８年度分の補助金から適用する。

（失効）
２　この要綱は、令和９年３月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第５条関係）

１　補助対象事業	２　補助対象経費	３　補助率	４　補助金額
主として富山県内で活動する団体が、県内スポーツチームへの応援機運の醸成、地域住民の交流促進、地域コミュニティの希薄化の解消などの地域課題解決に資するパブリックビューイング事業で、補助事業者が主体となって行うもの。ただし、当該事業に要する経費に利用者からの参加費やその他収入が生じる場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除する。	報償費（講師等謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、使用料及び賃借料（会場使用料、映像機器・音響機器等借上料）、委託料（会場設営等）、その他知事が特に必要と認める経費。 ただし、次に掲げる経費を除く。 （１）食糧費及び景品代 （２）団体の構成員に対する人件費、謝金及び旅費 （３）団体の経常的な運営に要する経費 （４）備品購入費 （５）その他知事が適当でないと認める経費	１／２以内	第２欄に掲げる補助対象経費の実支出額に第３欄の補助率を乗じて得た額と補助上限額の５万円を比較して低い額を選定する。

備考　補助金額の算定において、算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。